

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医政局総務課）

制 度 名	高額な医療機器に係る特別償却制度の適用期限の延長								
税 目	所得税、法人税								
要 望 の 内 容	<p>医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器（高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから 2 年以内のもの）を取得した場合に、取得価格の 12% の特別償却が現行認められているが、この制度を対象機器の見直しを行った上で、平成 31 年度以降も 2 年間延長する。</p> <p>（租税特別措置法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号、第 45 条の 2 第 1 項第 1 号、第 68 条の 29 第 1 項第 1 号）</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: right;">平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ ▲400 百万円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	百万円	（制度自体の減収額）	（ ▲400 百万円）	（改正増減収額）	（ 百万円）
平年度の減収見込額	百万円								
（制度自体の減収額）	（ ▲400 百万円）								
（改正増減収額）	（ 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>本制度は医療を行う上で必要不可欠な医療用機器について、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な機器の新規取得、買い換えなど、その普及促進及び充実化を図り、安心して安全な最新の医療技術を広く提供することで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>極めて高い公共性を有する医療を行う上で、医療機関等の医療用機器は、必要不可欠なものである。</p> <p>そのため、医療機関における医療用機器への投資は、国民に対して良質かつ適切な医療を提供することに直結し、ひいては地域における必要な医療提供体制の整備につながるものである。</p> <p>なお、医療用機器は、医学医術の進歩に応じて日々進歩しており、一定レベルの医療の質や提供体制を確保するためには、医療機関において高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えを適宜行う必要があり、本施策が大きな役割を果たしている。</p>								

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
		政策の達成目標	医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
		同上の期間中の達成目標	医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の普及促進を図ることで、地域において良質かつ適切な医療を提供する。
	政策目標の達成状況	医学技術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器を新規取得、買い換えが促進されたことにより、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、良質かつ適切な医療の提供につながっている。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	病院団体へのアンケートの結果、124 病院のうち、31 病院において特例措置の適用実績があり、59 病院で今後対象機器を購入した場合に特別償却制度を利用したいとの回答であった。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	独立行政法人福祉医療機構による低利での融資制度（機械購入資金）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	独立行政法人福祉医療機構は、民間金融機関が融資しない場合、高額な医療機器の購入資金に対して低利融資を行っている。

	要望の措置の妥当性	国民に良質かつ適切な医療を提供するためには、医学医術の進歩に応じて、高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えを促進する必要があるため、医療機関の経費負担の軽減が図られる本施策は効果的である。また、一定金額以上の高額な医療用機器の購入者に対し、幅広く支援を行うために、税制による優遇措置を行うことが妥当である。																							
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>平成 27 年度 [適用件数] [特別償却額] [減収見込額]</p> <p>(法人税) 699 件 2,078 百万円 497 百万円</p> <p>(所得税) 237 件 704 百万円 175 百万円</p> <p>平成 28 年度</p> <p>(法人税) 702 件 2,216 百万円 519 百万円</p> <p>(所得税) 235 件 743 百万円 183 百万円</p> <p>平成 29 年度</p> <p>(法人税) 701 件 2,147 百万円 502 百万円</p> <p>(所得税) 234 件 723 百万円 179 百万円</p> <p>※「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」「医療経済実態調査結果」「医療施設調査結果」等より推計</p>																							
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法第 45 条の 2、第 68 条の 29</p> <p>医療用機器の特別償却 [法人税関係]</p> <p>(適用件数) (特別償却額)</p> <p>平成 27 年度 699 件 2,078 百万円</p> <p>平成 28 年度 702 件 2,216 百万円</p>																							
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>高額な医療用機器の特別償却により、医療機関の経費負担の軽減が図られ、医学医術の進歩に応じた高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えが促進される。</p>																							
	前回要望時の達成目標	<p>医学医術の進歩に即応した近代的な医療用機器を広く普及し、医療用機器の整備促進を図ることにより、良質な医療を提供する。</p>																							
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>当該措置により、病巣の早期発見、早期治療につながるなど、一定の効果が得られている。</p> <p>しかしながら、医学医術の進歩に応じて医療用機器が日々進歩している実情等を踏まえると、より良質かつ適切な医療を提供するためには、高度又は先進的な医療用機器の新規取得、買い換えに向けた支援を継続することが不可欠である。</p>																							
これまでの要望経緯	<p>昭和 54 年創設以降、償却率・取得価格の下限を見直しながら 2 年毎に延長。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>償却率</th> <th>取得価格の下限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和54年(創設)</td> <td>25%</td> <td>800 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和56年</td> <td>20%</td> <td>1,100 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和58年</td> <td>18%</td> <td>1,400 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和60年</td> <td>16%</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>昭和62年</td> <td>同上</td> <td>1,600 千円</td> </tr> <tr> <td>平成元年</td> <td>15%</td> <td>同上 千円</td> </tr> <tr> <td>平成3年</td> <td>同上</td> <td>1,800 千円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	償却率	取得価格の下限	昭和54年(創設)	25%	800 千円	昭和56年	20%	1,100 千円	昭和58年	18%	1,400 千円	昭和60年	16%	同上 千円	昭和62年	同上	1,600 千円	平成元年	15%	同上 千円	平成3年	同上	1,800 千円
年度	償却率	取得価格の下限																							
昭和54年(創設)	25%	800 千円																							
昭和56年	20%	1,100 千円																							
昭和58年	18%	1,400 千円																							
昭和60年	16%	同上 千円																							
昭和62年	同上	1,600 千円																							
平成元年	15%	同上 千円																							
平成3年	同上	1,800 千円																							

平成4年	同上	2,000 千円
平成5年	同上	2,200 千円
平成6年	14%	同上 千円
平成7年	12%	2,400 千円
平成9年	14%	4,000 千円
平成11年	同上	同上 千円
平成13年	同上	同上 千円
平成15年	同上	5,000 千円
平成17年	同上	同上 千円
平成19年	同上	同上 千円
平成21年 ※1	同上	同上 千円
平成23年 ※2	12%	同上 千円
平成25年 ※3	同上	同上 千円
平成27年 ※3	同上	同上 千円
平成29年 ※3	同上	同上 千円

- ※1 平成 21 年度延長においては、対象とする医療機器等を、高度な医療の提供に資するもの又は指定を受けてから 2 年以内のものに限定。
- ※2 平成 23 年度延長においては、償却率の見直しと併せて、対象とする機器の見直しも実施。
- ※3 平成 25 年度、平成 27 年度及び平成 29 年度延長においては、対象とする機器の見直しを実施。